

茅ヶ崎市における「男女平等参画社会」実現政策の現状と課題

国際学部 椎野信雄

0. はじめに

本論は、茅ヶ崎市における「男女平等参画社会」の実現に関する政策の動向を、これまでの約10年間の経過をたどることによって、理解し、これからの課題を把握することを目指すものである。「ちがさき女性プラン」「茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画」「計画の推進に向けて2男女共同参画社会」「第1次実施計画」「ちがさき男女平等参画プラン」における記述をたどることによって、政策の現状と、今後の課題を探ることにする。

1. ちがさき女性プラン

1990年3月に「茅ヶ崎市婦人問題懇親会」が「茅ヶ崎市における婦人行政のあり方」についての提言をおこなった。その提言の一つに「茅ヶ崎市女性行動計画の策定」がある。そしてこの提言は市の新総合計画に盛り込まれることになった。

1990年に茅ヶ崎市は「茅ヶ崎市新総合計画」（1991年度～2010年度）を策定した。この「基本構想」（将来の都市像「自然と人がふれあう心豊かな快適都市 茅ヶ崎」）は、市のめざす豊かなまちづくりの基本理念を示すものであり、将来あるべき都市像とこれを達成するための施策の大綱を定めるものとされている。施策の体系（基本目標）には、いたわりと生きがいのある健康で安全なまち、自然と都市機能が調和したうるおいのあるまち、豊かな文化と明日のたくましい世代を育むまち、賑わいと活力を創出する産業を育てるまち、が掲げられている。さらに市民と行政の協働によるまちづくりが「基本理念」となっている。そして、基本計画は「前期基本計画」（1991年度～2000年度）と「後期基本計画」（2001年度～2010年度）に分けて策定されることになった。

1992年3月に「茅ヶ崎市女性行動計画策定委員会」は、市長に「一人ひとりがかがやく男女共同社会の実現」をめざした2000年度までの行動計画「ちがさき女性プラン」を答申した。この「プラン」は女性（差別）問題の解決をはかるためのものである。「プラン」は、「女性の幅広い分野での活動や豊かな生き方の形成を促進し、調和と均衡のとれた男女共同社会の実現につとめます」と定めている「新総合計画」にもとづく個別計画として位置づけられている。

「ちがさき女性プラン」は、基本構想、基本計画、実施計画から成っている。

基本構想：一人ひとりがかがやく男女共同社会の実現をめざした目標と基本理念

基本計画：基本構想にもとづく1993年度を初年度とする、2000年度までの8年間の
施策の基本方向とこれからの取り組み

実施計画：茅ヶ崎市が基本構想、基本計画にもとづいておこなう実施計画。1986年に設置された「茅ヶ崎市女性関係行政推進連絡協議会」が「ちがさき女性プラン」にもとづき具体的に取り組む事業の実施計画。計画の推進にあたっては、1993年度8月に設置された(市民参加の)「ちがさき女性プラン推進協議会」の意見を聞き、計画をすすめることになっている。

2. 茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画

日本政府は1999年6月に「男女共同参画社会基本法」を公布した。その第9条(地方公共団体の責務)において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する義務を有する。」と記されている。これを受ける形で、茅ヶ崎市でも、1999年6月から「ちがさき男女平等参画プラン」策定委員会が開催されていた。そして2001年3月に「ちがさき男女平等参画プラン」が策定された。

茅ヶ崎市は、2010年を目標年次とする「茅ヶ崎市新総合計画」(1990年度策定)に定められた10年間の「前期基本計画」が2000年度で終了するため、「後期基本計画」(2001年度～2010年度)「ちがさきさわやかプラン」を2000年度に策定した。後期基本計画の策定では、21世紀初頭の時代潮流が(1)環境との共生(2)少子・高齢化(3)高度情報化(4)個性重視(5)国際化(6)地方分権に整理された。この計画策定にあたり、(1)市民参加と職員参加(2)ハード重視からソフト重視へ(3)効率性と実効性の確保(4)前期基本計画の評価が、基本的な考え方とされた。「(後期)基本計画」は、基本構想において定めた施策の大綱に基づき、基本的施策を明らかにするものであり、「施策体系別計画」と「計画の推進に向けて」から構成されている。

「施策体系別計画」(基本目標)(施策の大綱)は、次の4章から成っている。

第1章：いたわりと生きがいのある健康で安全なまち

1 健康な人づくり体力づくり 2 心がふれあう福祉社会づくり 3 清潔で安全を守るまちづくり

第2章：自然と都市機能が調和したうるおいのあるまち

1 利便性の高い都市基盤づくり 2 居住性の高い生活環境づくり 3 自然との共生によるまちづくり

第3章：豊かな文化と明日のたくましい世代を育むまち

1 はつらつとした青少年の育成 2 生涯学習と市民文化の創造 3 集いと交流のあるまちづくり

第4章：賑わいと活力を創出する産業を育てるまち

1 湘南の特性を活かした農漁業・環境の振興 2 活力と魅力あふれる商工業の振興

「計画の推進に向けて」には次の7つが挙げられている。

- 市民参加
- 男女共同参画社会
- 民間活力
- 情報化
- 行政運営
- 財政運営
- 広域行政

この1. 市民参加の目標には、「市民だれもが自主的・自発的に市民参加できる制度を確立し、市民と行政の情報の共有化を図ります。」「市民と行政の相互理解と協力関係に基づく市民参加型のまちづくりを進めます。」と書かれている。①情報共有化の推進②広聴機能と相談業務の充実③市民参加の推進④市民参加制度の確立、が列挙されている。主な事業としては、1. (仮称)市民広報紙検討委員会の設置、2. 市民参加基準の作成、3. (仮称)市民参加条例の制定、が挙げられている。

2. 男女共同参画社会の目標には、「男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画することが可能な「男女共同参画社会」の実現に向けたまちづくりをすすめます。」と書かれている。①男女共同参画社会形成への総合的推進②就労環境の整備③男女平等意識の高揚④女性に対する暴力への対応⑤政策・方針決定への参画⑥女性の性の自己決定権の確立、が列挙されている。主な事業としては、1. エンパワーメントの支援、2. 女性に対する積極的参画促進措置の取り組み、3. 暴力根絶の意識啓発 4. 総合的相談事業の確立、が挙げられている。

3. 民間活力の目標には、「市民や企業、各種団体との連携を図り、その活力や手法・資金などを活用し、民間の社会貢献活動を支援しながら、行政との協働・協調

を基本理念とした豊かで活力あふれるまちづくりを進めます。」と書かれている。①民間活力の活用②民間非営利組織との協働③市民活動・ボランティア活動の促進④民間企業との協働、が列挙されている。主な事業としては、1. 民間非営利組織や企業との協働型まちづくりの推進、2. 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」を活用しての事業実施の調査研究、3. 民間非営利組織との業務委託制度の確立、が挙げられている。

「計画の推進に向けて」において関連個別プランとして、ちがさき男女平等参画プラン、茅ヶ崎市テレトピア基本計画、茅ヶ崎市地域情報化基本計画、が挙げられている。

「ちがさき男女平等参画プラン」の概要は、『少子・高齢化の進行や価値観の多様化など、社会情勢の急速な変化に加え、さまざまな女性問題が社会問題となってきています。ちがさき男女平等参画プランは、このような問題を解決し、平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」の趣旨を取り入れながら、男女の人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮して、自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現を目指します。』となっている。計画期間：平成13年度(2001年度)～平成22年度(2010年度)、策定年月：平成13年(2001年)3月、担当課：市民活動推進課、となっている。(後期)基本計画を推進するための実施計画については、3か年の計画を策定し、社会情勢や市民のニーズへの対応を図るため、2年ごとに見直しを実施することになっている(第1次実施計画～第5次実施計画)。

「基本構想」の「7.計画の効率的推進に向けて」には、(1)市民と進めるまちづくり、(2)行財政運営の効率化、が掲げられている。このことから推測すると、推進の効率性を考える時には、2男女共同参画社会、3民間活力、4情報化、7広域行政は、背後に引っ込むようである。「男女共同参画社会」は無くなるのである。

先ほど垣間見た「21世紀初頭の時代潮流」(計画策定の背景)の(2)少子・高齢化、に関する記述は次のようになっている。「出生率の急激な低下と平均寿命の伸びにより、21世紀初頭には国民の4人に1人が高齢者という状況が予測され、労働力の不足や社会経済活動の停滞など様々な影響を与えることが予想されています。本市においても平成22年(2010年)には、高齢化率は20%を越えるものと推計されています。そこで、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりや高齢者の暮らしやすい生活環境の整備を図り、女性や高齢者が能力を発揮できる就業環境の創出などにつとめながら、すべての市民が互いに世代を越えて助け合い、自らの人生段階に沿った、豊かで安定した市民生活がおくれるまちづくりを進めることが求め

られています。』

以上見てきたことから判断して、後期基本計画の推進において、「男女共同参画社会」形成実現の位置づけは、概略において、少子・高齢化の進行という社会情勢の急速な変化を背景にして、社会問題としての女性問題を解決するために、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを図り、女性が能力を發揮できる就業環境の創出につとめるような社会の形成のようである。つまり、男女共同参画社会とは、少子・高齢化という社会問題を解決するために、子どもを生み育てる「女性」が能力を發揮できる就業環境を整備する社会のことを意味しているようである。「後期基本計画」における女性問題とは、子どもを生み育てる「女性」の問題のこのようなのである。(これは個別プランとしての「ちがさき男女平等参画プラン」の中の問題設定と異なっているようだ。)

「計画の推進に向けて」の「2 男女共同参画社会」が載っている「ちがさきわやかプラン」の策定経過は以下の通りであった。

1999年4月：新総合計画市民提案会議を設置(2000年3月まで)。

1999年4月：新総合計画後期基本計画策定委員会議幹事会作業部会を設置(2001年3月まで)。

1999年5月：平成11年度第1回総合計画審議会を開催。

1999年11月：市民提案会議が市民案を市長に提案。

2000年1月：作業部会が行政素案を策定。

2000年3月：政策会議において後期基本計画(案)を決定。

2000年4月：総合計画審議会に後期基本計画(案)を諮問。

2000年5月：広報紙特集号で後期基本計画(案)を公表。

2000年10月：総合計画審議会から後期基本計画(案)について答申。

2000年11月：政策会議において後期基本計画を決定。

この総合計画審議会からの後期基本計画(案)の答申には、以下のような記述がある。「2. 施策体系別計画 * 『女性の自立と社会参加』としていた女性行政を『男女共同参画社会』に方向転換したことは評価するが、男女共同参画社会基本法の理念からすると、第2部ではなく第3部『計画推進に向けて』に位置づけることが適切と思われるので検討されたい。」決定された「ちがさきわやかプラン」では、「計画の推進に向けて」の2に、「男女共同参画社会」があるので、この答申の後、「計画の推進に向けて」の中に「男女共同参画社会」が入ったことが推測される。「さわやかプラン」における「計画の推進に向けて」のなかで、「男女共同参画社会」

の扱いが、それほど有機的に関連していないのは、(例えば効率性を加味したときに「男女共同参画社会」の記述が無くなるなどは)このような経過の結果であるようだ。さらに、女性行政から「男女共同参画社会」への転換を評価しているが、「女性」が「男女」に変わったことだけを評価しているようで、「女性問題」の解決にとっては実のところ評価すべき転換かどうかについては疑問が残るところである。

3. 「計画の推進に向けて」の「2 男女共同参画社会」

「計画の推進に向けて」の「2 男女共同参画社会」をもう少し詳しく見てみよう。「現況と課題」の記述は次のようになっている。

- 女性の生活様式や価値観の多様化により、女性の社会進出は確実に進んでいます。一方で固定的性別役割分業観にみられるように、家事・育児・介護などの負担は依然として女性に大きくかかっています。
- 「男女共同参画社会基本法」が制定され、地方自治体でも地域の特性に応じた施策の策定と実施の責務が課されており、一人ひとりの人権の尊重、人間の尊厳の視点から男女平等意識を育てていくことが重要です。
- 従来の日本的雇用制度や、長距離通勤・単身赴任などにより、男性は仕事中心の生活となりがちで、家事・育児への参加や地域活動へ参加する機会が少ないのが現状です。
- 「男女雇用機会均等法」が改正されるなど法制度は整備されていますが、職場における固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、依然として男女格差が生じています。
- 新たな問題として、職場でのいじめや性的嫌がらせ、また夫・恋人からの暴力などが新たな問題となっており、相談体制の充実や防止体制の整備が求められています。
- 女性の社会進出は進んではいますが、政策・方針決定の場への参画はまだ低いのが現状であり、男女の比率の偏りのない審議会などの設置などの促進を図る必要があります。
- 性に関わる自己決定権は、基本的人権として、21世紀の国内外の重要な理念であり、啓発活動を行う必要があります。

この「男女共同参画社会」に実現に向けての「現況と課題」の記述は、先ほど垣間見たような、少子・高齢化という社会問題を解決するために、子どもを生み育てる「女性」が能力を発揮できる就業環境を整備する社会の実現を目指すというだけ

のものではない。固定的性別役割分業観、女性への家事・育児・介護などの負担、人権の尊重、男女平等意識、男性の家事・育児や地域活動への参加機会の少なさ、職場における男女格差、性的嫌がらせや夫からの暴力、政策・方針決定の場への女性の参画の低さ、性の自己決定権などが課題として指摘されているのだ。こうしてみると、「男女共同参画社会」の内容には、すくなくとも二種類あると考えられる。少子・高齢化問題の対策としての「男女共同参画社会」と、固定的役割分業に基づかない男女平等を目指す「男女共同参画社会」である。（そして個別プランの名前が「ちがさき男女平等参画プラン」となっているのは、プランが後者の意味の「男女共同参画社会」を意図していることの表れではないだろうか。）

「施策の方向」の記述は以下のようにになっている。

1. 共同参画社会形成への総合的推進

男女共同参画社会の形成を促進するために、市民・企業・行政などが連携し、施策の総合的な推進につとめます。

2. 就労環境の整備

職業能力開発のための機会と情報の提供を行い、職場における実質的な平等を確保するとともに、女性が働き続けるための就労環境の整備を促進し、経済的・社会的・精神的に自立できる体制を整備します。

3. 男女平等意識の高揚

地域や学校、職場、家庭などにおける様々な機会を通じて、男女共同参画社会の実現のための市民の意識啓発・改革を行い、男女平等意識の高揚を図ります。

4. 女性に対する暴力への対応

依然として職場や家庭などにおける様々な状況で女性への暴力が横行しており、女性へのあらゆる暴力を根絶するための防止策の確立と相談体制の充実を図ります。

5. 政策・方針決定への参画

女性の意見が政策や方針決定に反映されるよう、審議会などへの女性の参画を進めます。

6. 女性の性の自己決定権の確立

子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由など、女性が自分の性と生殖に関わる健康を維持する権利の確立につとめます。

つまり、男女共同参画社会形成の促進、市民・企業・行政などの連携、女性が働き続けるための就労環境の整備、男女平等意識の高揚、女性への暴力の根絶、審議

会などへの女性の参画、女性の性の自己決定権の確立、が施策の方向なのである。
(ここでは先ほどの後者の「男女共同参画社会」の意味での記述となっているようだ。)

「主な事業」としては、以下のような事業名が列挙されている。()内は事業内容。
男女共同参画社会実現のための行政の推進体制の充実(男女共同参画社会基本法の趣旨の遵守を図りながら、市民・企業・行政が連携し、意識啓発講座や研修などを実施し、その実現を目指し行政運営にあたります。)

女性センターの機能充実(総合的相談窓口の設置や子育てや再就職の支援などを行い、女性センターを男女平等推進の拠点として充実します。)

エンパワーメントの支援(女性が自立能力を身につける(エンパワーメント)ための各種講座やイベントなどを開催します。)

男女平等教育の推進(市内小中学校における男女混合名簿の実施やカリキュラムの見直しなどを通じて、男女平等教育を教育活動のあらゆる場面に取り入れます。)

職員・教職員研修の充実(職員・教職員へのセクシャル・ハラスメントなどの性差別、男女平等に関する研修を実施し、職員・教職員の意識の啓発を図ります。)

審議会などの女性比率の改善(政策や方針を決定する場である審議会などに、男女が均等に参画できるよう、女性委員の登用を進めます。)

女性に対する積極的参画促進措置の取り組み(あらゆる分野の女性の参加・参画の遅れを解消するため、積極的・計画的に女性の登用などを進めます。)

暴力根絶の意識啓発(夫や恋人などからの暴力や職場での性的嫌がらせなど、女性の人権を脅かす暴力をなくすための予防と救済につとめます。)

総合的相談事業の確立(女性が問題を抱えたとき、気軽に相談でき、適切なアドバイスや情報収集ができる相談窓口を開設します。)

以上、具体的な事業内容としては、意識啓発・研修・講座・イベントが多いということが特徴となっている。相談窓口の設置(開設)や、子育てや再就職の支援、男女平等教育が事業内容に具体的に指摘されている。その他、「充実します」「進めます」「つとめます」という努力義務的な表現が多くなっているのが、一つの特徴である。

4. 茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画「第1次実施計画」(2001年度～2003年度)

「ちがさきさわやかプラン」(茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画)(2001～2010)の「第1次実施計画」(2001年度～2003年度)における「計画の推進に向けて」の「2男女共同参画社会」には、「3計画事業」の事業概要に、より詳しい記述がある。

(市民活動推進課における事業実施年度13年度14年度15年度の事業である。)

(☆印は「新規」事業、◇印は事業内容、を示したものである。)

「計画事業」

(1) 共同参画社会形成への総合的推進

(事業名) 男女共同参画社会実現のための行政の推進体制の充実

(事業概要) 男女共同参画社会基本法が施行され、市にも男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策を策定し、実施する責務が規定されました。

本市は、第2次女性プランとして「ちがさき男女平等参画プラン」を策定し、行政、市民、企業、団体が連携をとりながら、その実現に向けて推進体制の整備を図ります。

◇行政内部組織に関係課長で構成する女性行政推進会議を置き、事業担当課との連携を図り、男女共同参画の視点での事業を推進。

◇市民公募を含めたプラン推進協議会を設置し、プランの進行管理を行い、女性行政推進会議との意見交換を踏まえ協調・推進。

(2) 就労環境の整備

(事業名) 女性センターの機能充実

(事業概要) 女性行政を進める中で、女性問題を探り、解決していくため、「ちがさき男女平等参画プラン」の最重点課題は、総合的相談事業の確立や子育て中の女性、再就職を希望している女性などを支援していくことにあります。このような事業の拠点として女性センターの機能の充実を図ります。

◇女性の総合的相談事業の実施

◇社会参加、就労支援に関する講座の開催

◇ハローワークなどの関係機関との連携、情報提供

(事業名) ☆エンパワーメントの支援

(事業概要) エンパワーメントとは、女性が力をつけることであり、自己決定能力、法的力、経済的力、政治的力等一人一人が力をつけることが、別の人の力になり、グループ全体の力を高めていくような能力のことです。エンパワーメントの過程では、参画によって個人も力をつけ、自分自身の生活をコントロールし、改善することができるようになることを目指します。

◇人材育成や社会参加の力をつけるための講座の開催

(3) 男女平等意識の高揚

(事業名) 男女平等意識の高揚

(事業概要) 「男らしさ、女らしさ」といった性別役割ではなく、ジェンダー・フリーの視点をもって自分らしさで生きていくことが男女共同参画社会の形成には必要であり、行政や教育に携わるもの、市民に対して男女平等意識改革が必要です。

◇メディア・リテラシーと男女平等についての講座などの開催

◇行政職員、教職員について男女平等意識改革のための研修会の開催。

(4) 女性に対する暴力への対応

(事業名) ☆総合的相談事業の確立

(事業概要) 国では、男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて施策を講じています。本市においてもその趣旨を踏まえて、「ちがさき男女平等参画プラン」を策定しましたが、総合的相談事業は、このプランの実施事業の一つとして事業に着手します。

◇電話相談、予約相談、カウンセリング、情報提供・紹介

(事業名) ☆暴力根絶の意識啓発

(事業概要) 夫・恋人からの女性に対する暴力やレイプ・痴漢・ストーカー行為は、女性の人としての尊厳を踏みにじる犯罪です。これら性被害を防止するとともに、被害にあった女性が安心して救済を求めることができる環境を整備します。

◇警察など関係機関との連携

◇暴力根絶の意識啓発事業の推進

◇県と民間活動団体と協調し、シェルターの設置と運営の支援

(事業主体 県・市・民間)

(5) 政策・方針決定への参画

(事業名) 審議会などの女性比率の改善

(事業概要) 政策や方針決定の場である審議会などへ男女の均等な参画を進め、男女均等な委員の構成をめざすため、「ちがさき男女平等参画プラン」の目標数値を40～60%と設定し、選考方法などを検討し、審議会などへの女性の登用を進めます。

◇審議会などの委員の男女比率の調査

◇積極的登用のための改善措置

(事業名) ☆女性に対する積極的参画促進措置の取り組み

(事業概要)女性の進出が遅れている分野や大事な意思決定の場に女性が加わらなかつたり、男女間の不平等を生じています。職場や学校、地域、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要となっています。男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定への参画を進めるため、目標数値を設定し、審議会の女性委員の登用を計画的に進めるなど積極的差別是正策に取り組みます。

◇目標値などを設定し、審議会など、男女の登用比率の改善

◇女性の社会参画能力を高める講座や人材育成の講座の開催

(6) 女性の性の自己決定権の確立

(事業名)☆性の自己決定能力を育てる取り組み

(事業概要)女性が自分のからだのことを自分できめる権利を女性の人権として確立し、生涯にわたり女性の健康を守ります。

◇性教育の実施

◇意識啓発事業や情報提供

◇出産から更年期までの様々な女性のからだの健康に関する講座の開催

以上、事業概要の具体的な事業内容には、やはり、講座の開催、情報提供、研修会の開催、意識啓発が多くなっている。女性行政推進会議の設置、プラン推進協議会の設置、相談事業の実施、電話相談、性教育の実施などが具体的な事業として挙げられているものである。

「ちがさきさわやかプラン」の2. 男女共同参画社会の「主な事業」には、事業名において「職員・教職員研修の充実」があったが、「第1次実施計画」の計画事業の事業名にはなくなって、「男女平等意識の高揚」に変わっている。また「主な事業」には「性の自己決定能力を育てる取り組み」は無かったが、「第1次実施計画」に新たに追加されているのだ。

事業名「女性センターの機能充実」の中に、「ちがさき男女平等参画プラン」の最重点課題は、総合的相談事業の確立や子育て中の女性、再就職を希望している女性などを支援していくこと、という記述がある。ここでも「さわやかプラン」での「男女共同参画社会」の意味である、子育て中の女性・再就職希望の女性への支援とということが強調されているようだ。

5. ちがさき男女平等参画プラン(2001年度～2010年度)

1999年6月より「ちがさき男女平等参画プラン」策定委員会が12回開催され、2000年4月から起草委員会が20回開催され、2000年度内に「プラン」が策定された。このプランには次のような市長の言葉が添えられている。

『茅ヶ崎市は、「新総合計画後期基本計画」を策定した。この計画の「計画の推進に向けて」に、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが盛り込まれています。新しい時代にふさわしいまちづくりの方向性を示すもので、主要課題の一つとして取り組んでいます。さらに、この「ちがさき男女平等参画プラン」に基づいて、市民と行政が共同して、21世紀にふさわしい、新しい茅ヶ崎がつくられることを切に望みます。(平成13年3月 茅ヶ崎市長 添田高明)』

「ちがさきを男女平等参画のまちに」と題したこのプランは、次のように説明されている。『21世紀の望ましい社会とは、私たちが、性別によって、生き方を固定されたり、制約されずに、一人ひとりが「自分らしく」生きられる社会ではないでしょうか？そのためには、人権が尊重され、それぞれが異なっていることを認め、ひとりでも生きられる、そしてみんなで支え合うまちづくりが必要です。「ちがさき男女平等参画プラン」は、こうしたまちづくりをするために、女性がこれまで以上に力をつけて社会参画し、男性もこれまで以上に家庭参加・地域参加し、女性も男性も平等に社会参画できるようにするプランです。』

さらに「ちがさき男女平等参画プラン」は、1 茅ヶ崎市総合計画後期基本計画の個別プランであり、2 市民と行政で進める社会計画であり、3 男女共同参画社会基本法に準ずるプランです(計画の期間2001年度～2010年度)、と書かれている。茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画の個別プランとは、『市の新総合計画基本計画(2001年度～2010年度)の中に位置づけられているプランです。「男女共同参画」は、新総合計画後期基本計画の推進体制の一つとなっています。これは、茅ヶ崎市のすべての施策が男女共同参画の視点から計画され、実施されるものです。』となっている。社会計画とは『行政だけでなく、市民も一緒になって実現をめざす計画です。市民とは、茅ヶ崎市に住む人、勤める人、学ぶ人、すべてです。』と説明されている。男女共同参画社会基本法とは、『国が1999年6月23日に施行した法律で、これは、日本の社会の基本的あり方を示すものです。男女がお互いに人権を尊重し、かつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性を能力を十分に発揮できる社会の実現をめざすものです。』

『ちがさき男女平等参画プランは、市民と行政がパートナーを組んで推進します。』と書かれている。市民：茅ヶ崎市に住む人、勤める人、学ぶ人 地域、民間団体

(NGO,NPO)、企業。行政：市民活動推進課女性政策担当（プラン推進の事務局。行政内部を調整し、「ちがさき男女平等参画プラン推進協議会」、「茅ヶ崎市女性行政推進会議」と連携し、プランを推進するとともに、市民に対して、啓発などさまざまな事業をおこします。）茅ヶ崎市女性行政推進会議（行政内の関係課で組織された会議で、プランの実施計画をつくり、事業に取り組みます。）。ちがさき男女平等参画プラン推進協議会：市民参画により、性別で分けない（ジェンダーフリー）視点から、行政の事業がプランに沿って進行されているか、評価基準を設け、状況の調査・改善をおこなう協議会です。）（なお、プラン事務局は2002年度より企画部男女参画社会課となった。また、女性行政推進会議は男女共同参画推進会議となった。）

「ちがさき男女平等参画プラン」の基本目標には、次のものが挙げられている。

- ①男女の人権を尊重する
- ②性別にとらわれない（ジェンダーフリー）個人の生き方を支援する社会慣行と制度をつくる
- ③男女がともに家庭、仕事、地域活動に参画する
- ④男女がともに政策などの意思決定の場へ参画する
- ⑤広い視野から、国際的・国内的協調をめざす

「ちがさき男女平等参画プラン」の優先課題は、次のとおりである。

- ①女性があらゆる面で力をつけること（エンパワーメント）をすすめる
- ②女性に対して、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）をおこなう
- ③女性のための総合的相談事業をおこなう
- ④男性の意識改革をはかる

ここで述べられている「男女平等参画プラン」の基本目標や優先課題は、「新総合計画後期基本計画」の「計画の推進に向けて」にある「男女共同参画社会」の実現と相違する点があるようだ。「男女共同参画社会」とは、少子・高齢化という社会問題を解決するために、子どもを生き育てる「女性」が能力を発揮できる就業環境を整備する社会のここのようだが、プランのいう「男女平等参画のまち」とは、「男女がともに家庭、仕事、地域活動に参画する」まち、女性も男性も平等に社会参加・家庭参加・地域参加するまちのようなのであり、ジェンダーフリーな個人を支援する社会制度をつくるまちのようである。「ちがさきさわやかプラン」と「男女平等参画プラン」にあるギャップ、「男女共同参画社会」と「男女平等参画」のまちのギャップを今後埋めていく必要があるだろう。

男女平等のまちづくりのための目標が17挙げられている。

1. 性別にとらわれない（ジェンダーフリー）環境をつくる
2. 「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割意識をなくす
3. 女性があらゆる面で力をつけること（エンパワーメント）をすすめる
4. あらゆる分野の意思決定の場に女性の参加を増やす
5. 女性が働きやすい環境をつくる
6. 子育て、介護がしやすい環境をつくる
7. 男性の家庭参加や地域参加をすすめる
8. 女性が自分のからだのことを自分で決める権利（性の自己決定権）を女性の人権として確立する
9. 生涯にわたる女性の健康を守る
10. 性の自己決定能力を育てる性教育をおこなう
11. 女性と子どもに対する暴力をなくす
12. 職場、学校、地域から性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）をなくす
13. 女性の人権尊重のための、メディアからの情報を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）を育成する
14. 女性センターを拠点とした相談事業に取り組む
15. 国際的・国内的協調をめざす
16. 行政に充実したプラン推進体制と評価システムをつくる
17. プラン推進のための市民の主体を育てる

そして目標の次には、それぞれ「現状」（わたしたちを取り巻く社会状況）「具体的取り組み」が述べられている。

行政の取り組みについては以下のようにになっている。

- ①行政は、プランにもとづいて、プラン推進のための実施計画を作成し、具体的な取り組みをすすめます。
- ②実施計画が実質的に進行されているかを管理します。
- ③社会状況の変化に応じて、実施計画を3年ごとに見直します。

6. 今後の課題

行政にとって固有の目標が述べられているのが16「行政に充実したプラン推進体制と評価システムをつくる」である。その「現状」の記述は次の通りである。

- 行政のプラン推進体制が充分でない。
- プランの実効性の評価がむずかしい。

- 女性センターが、男女平等参画の拠点として十分に機能していない。
目標を達成するための「具体的な取り組み」（実施計画の作成）には以下のものが挙げられている。
- 「女性センター」を「男女平等参画センター」に改称し、推進の拠点とする。
- 男女平等参画担当課を設置し、女性行政推進会議と連携し、プランを推進する。
- プラン推進協議会を設置し、意見を聴きながらプランの推進をはかる。
- プラン推進協議会は、社会状況に合った制度の整備などについて、必要に応じて国や県に対する要望を市長に提言する。
- 男女平等参画社会基本条例、男女平等参画都市宣言に取り組む。
- 男女平等参画を進める上で、苦情处理的機能を果たす機関（オンブズパーソン）を設置する。
- プランの実効性を高めるための評価システムを整備する。
- メディアなどあらゆる方法を活用し、プランを積極的に周知する。
- 性差別をなくす（ジェンダーフリー）視点から、他の個別プランと連携する。

この中で「取り組み」の推進が期待されるのは、「男女平等参画社会基本条例、男女平等参画都市宣言」の取り組みであろう。残念ながら、平成15年までの実施事業名にはこの取り組みは含まれていない。第2次実施計画の中に組み入れるための準備を開始する時期にきているのだろう。これは「ちがさきさわやかプラン」と「男女平等参画プラン」にあるギャップを埋めるためにも必要な取り組みだと思われる。

内閣府の調査によれば、2002年8月の時点で、男女共同参画に関する条例を制定した市・区は、全国で7%だそうである。神奈川県も2002年に「男女共同参画推進条例」を施行した。この1、2年は、茅ヶ崎市条例を具体化する作業が必要だろう。

参考文献

茅ヶ崎市『ちがさき・さわやかプラン茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画2001～2010』
(平成13年3月)

茅ヶ崎市『ちがさき・さわやかプラン茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画2001～2010
ダイジェスト版』(平成13年3月)

茅ヶ崎市『ちがさき・さわやかプラン茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画第1次実施
計画』(平成13年3月)

茅ヶ崎市『ちがさき男女平等参画プランーちがさきを男女平等参画のまちにー』茅

ケ崎市市長室市民活動推進課（平成13年（2001年）3月）

茅ヶ崎市「いま、ここからFrom Here and Now-ちがさを男女平等参画のまちに-
（ちがさき男女平等参画プラン）」茅ヶ崎市市長室市民活動推進課（平成13
年（2001年）3月）

中嶋公子『「ちがさき女性プラン」を策定してー「息吹き」197号(93/5/27発行～
「息吹き」205号(94/6/24発行))ー」茅ヶ崎の社会教育を考える会、200
2/3/25